

## 第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

### 4.1 環境影響評価の項目の選定

#### 4.1.1 環境影響評価の項目

対象事業実施区域に係る環境影響評価の項目の選定に当たり、第2章及び第3章から本事業の事業特性及び地域特性を抽出した結果は、表4.1-1及び表4.1-2のとおりである。

環境影響評価の項目の選定にあたっては、「発電所アセス省令」等について解説された「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省、平成31年)(以下「発電所アセスの手引」という。)を基本として、「静岡県環境影響評価条例施行規則」(平成31年3月改正、静岡県規則第51号)及び「静岡県環境影響評価技術指針」(平成11年6月、静岡県告示第525号)の[別表]環境影響要因と環境要素との関連表も踏まえ、事業の特性及び地域の特性を考慮し、環境に影響を及ぼすおそれのある環境要素として、大気質(粉じん等)、騒音、振動、水質(水の濁り)、地形及び地質(重要な地形及び地質)、地盤(土地の安定性)、その他(反射光)、動物、植物、生態系、景観、廃棄物等(産業廃棄物、残土)を表4.1-3のとおり本事業に係る環境影響評価の項目として選定した。

なお、放射性物質に係る環境影響評価項目については、対象事業特性及び対象地域特性に関する状況を踏まえ、当該対象事業の実施により放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがないことから、発電所アセス省令第26条の2第1項に基づき選定しない。

表 4.1-1 本事業の事業特性

影響要因の区分	事業の特性
工事の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。</li><li>・ 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事(既設工作物の撤去又は廃棄を含む)を行う。</li><li>・ 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、調整池、搬入道路の造成、整地を行う。</li></ul>
土地又は工作物の存在及び供用	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された太陽電池発電所を有する。</li><li>・ 施設の稼働として、太陽電池発電所の運転を行う。</li></ul>

表 4.1-2 主な地域特性

環境要素の区分	主な地域特性
大気環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・網代特別地域気象観測所における令和元年の年間降水量は 2,073.0mm、年平均気温は 16.9℃、年平均風速は 2.7m/s である。</li> <li>・対象事業実施区域の近傍の一般環境大気測定局である「熱海総合庁舎」においては、平成 30 年度の測定項目のうち、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質が環境基準を達成している。</li> <li>・対象事業実施区域及びその周囲における環境騒音は、静岡県、函南町及び熱海市において公表された測定結果はない。</li> <li>・自動車騒音の面的評価結果では対象戸数すべてで昼夜間ともに環境基準値を下回っている。また、騒音測定地点においては、昼夜間ともに環境基準値を下回っている。</li> <li>・対象事業実施区域及びその周囲における環境振動及び道路交通振動は静岡県、函南町及び熱海市において公表された測定結果はない。</li> <li>・対象事業実施区域内には学校、医療機関、福祉施設等の配慮が特に必要な施設はないが、南側約 0.9km の位置に丹那小学校及び丹那幼稚園がある。また、対象事業実施区域に隣接して住居地域が存在する。</li> </ul>
水環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域の北西側には一級河川の函南冷川が、南西側には一級河川の柿沢川等が分布している。</li> <li>・河川の水質の状況として、平成 30 年度は対象事業実施区域に最寄りの地点として狩野川水系の来光川「大土肥橋」において生物化学的酸素要求量(BOD)及び健康項目の測定が実施されており、各項目とも環境基準を達成している。</li> </ul>
その他の環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌の状況として、対象事業実施区域は主に黒ボク土壌、淡色黒ボク土壌等からなっている。</li> <li>・地形の状況として、対象事業実施区域は中起伏火山地、山頂山腹平坦面等からなっている。</li> <li>・地質の状況として、対象事業実施区域は多賀火山(安山岩・玄武岩類)が分布している。</li> <li>・対象事業実施区域及びその周囲の重要な地形の状況として、「日本の地形レッドデータブック第 2 集」(日本の地形レッドデータブック作成委員会、平成 14 年)によると、「丹那盆地と丹那断層」及び「田代盆地、火雷神社の断層変位地形」が保存すべき地形として選定されており、「日本の典型地形」(国土交通省国土地理院 HP、閲覧：令和 2 年 2 月)によると、「丹那盆地」及び「丹那断層」が典型地形として選定されている。また、「指定・登録文化財一覧」(函南町 HP、閲覧：令和 2 年 2 月)によると、「火雷神社の断層」が天然記念物として選定されている。</li> <li>・対象事業実施区域には、山腹崩壊危険区域、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所が分布している。</li> </ul>
植動物生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植物の重要な種として 40 科 75 種が確認されている。</li> <li>・動物の重要な種は、哺乳類 11 種、鳥類 44 種、爬虫類 6 種、両生類 8 種、昆虫類 36 種、魚類 23 種及び底生動物 18 種の合計 146 種が確認されている。</li> <li>・対象事業実施区域の環境類型としては、シイ・カシ二次林等の二次林、スギ・ヒノキ・サワラ植林等の植林地、ニシキウツギーノリウツギ群落等の草地・低木林といった樹林、草地環境から構成されている。</li> <li>・対象事業実施区域及びその周囲における重要な自然環境のまとまりの場として、植生自然度 9 に該当する植生、自然公園、保安林及び町指定の天然記念物が分布している。</li> </ul>
景観 人と自然との 触れ合いの 活動の場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域及びその周囲は主に黒ボク土壌から形成されており、西側には淡色黒ボク土壌及び人工未熟土壌も分布している。</li> <li>・対象事業実施区域及びその周囲における主要な眺望点として、「十国峠展望台」、「伊豆スカイライン滝知山展望台」等の 7 地点が挙げられる。</li> <li>・対象事業実施区域及びその周囲における景観資源の状況として、火山群の「箱根火山群」、「多賀火山群」等の 4 点が存在する。</li> <li>・対象事業実施区域及びその周囲における人と自然との触れ合いの活動の場として、「火雷神社」、「酪農王国オラッチェ」等の 12 地点が挙げられる。</li> </ul>
廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年度の一般廃棄物の総排出量は、函南町が 15,091t、熱海市が 23,621t、静岡県が 1,205,161t となっている。</li> <li>・対象事業実施区域から 50km の範囲に、産業廃棄物の中間処理施設が 307 施設、最終処分場は 19 施設存在している。</li> </ul>
放射線の量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域の最寄りの測定局の「熱海総合庁舎」における令和元年度の空間線量率は、28.7nGy/h である。</li> </ul>

表 4.1-3 環境影響評価の項目の選定

影 響 要 因 の 区 分				工 事 の 実 施			土 地 又 は 工 作 物 の 存 在 及 び 供 用	
				工 事 用 資 材 等 の 搬 出 入	建 設 機 械 の 稼 働	造 成 等 の 施 工 に よ る 一 時 的 な 影 響	地 形 改 変 及 び 施 設 の 存 在	施 設 の 稼 働
環 境 要 素 の 区 分								
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	粉じん等	○	○			
		騒音	騒音	○	○			○
		振動	振動	○	○			
	水環境	水質	水の濁り			○	○	
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				○	
		地盤	土地の安定性				○	
		その他	反射光				○	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植 物	重要な種及び重要な群落			○	○		
	動 物	重要な種及び注目すべき生息地			○	○		
	生態系	地域を特徴づける生態系			○	○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景 観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場						
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物			○	○		
		残 土			○			

注：1. 〇は、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年通商産業省令第54号）（以下「発電所アセス省令」という。）の第21第1項第5号に定める「別表第5」に示す参考項目である。

2. 「○」は、対象事業実施区域に係る環境影響評価の項目として選定した項目を示す。

#### 4.1.2 選定の理由

環境影響評価の項目として選定する理由は、表 4.1-4 のとおりである。

また、参考項目のうち環境影響評価の項目として選定しない理由は、表 4.1-5 のとおりである。なお、放射性物質に係る環境影響評価項目を選定しない理由は、表 4.1-6 に示すとおりである。

表 4.1-4(1) 環境影響評価の項目として選定する理由

項 目			環境影響評価項目として選定する理由	
環境要素の区分		影響要因の区分		
大気環境	大気質	粉じん等	工所用資材等の搬出入	工事関係車両の主要な走行ルートに沿道に住宅等が存在することから選定する。
			建設機械の稼働	対象事業実施区域の周囲に住宅等が存在することから、選定する。
	騒音	騒音	工所用資材等の搬出入	工事関係車両の主要な走行ルートに沿道に住宅等が存在することから選定する。
			建設機械の稼働	対象事業実施区域の周囲に住宅等が存在することから選定する。
			施設の稼働	対象事業実施区域の周囲に住宅等が存在することから選定する。
	振動	振動	工所用資材等の搬出入	工事関係車両の主要な走行ルートに沿道に住宅等が存在することから選定する。
建設機械の稼働			対象事業実施区域の周囲に住宅等が存在することから選定する。	
水環境	水質	水の濁り	造成等の施工による一時的な影響	造成等の施工時に雨水排水があることから選定する。
			地形改変及び施設の存在	土地の改変後の地表面の状況によっては雨水排水が想定されることから選定する。
その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	地形改変及び施設の存在	対象事業実施区域内に「日本の典型地形」(財)日本地図センター、平成11年)に記載される、学術上又は希少性の観点から重要な地形である丹那断層及び丹那盆地が存在することから選定する。
		土地の安定性	地形改変及び施設の存在	樹木の伐採や土地改変により、太陽電池発電所が設置される傾斜地において、土地の安定性が確保されないおそれがあることから選定する。
	その他	反射光	地形改変及び施設の存在	太陽光パネルの反射光による影響は期間・時間・方位とも限られているが、近隣に民家等が存在し、反射光による影響が発生するおそれがあることから選定する。
植 物	重要な種及び重要な群落	造成等の施工による一時的な影響	造成等の施工により、改変区域及びその周囲に生育する陸生植物及び水生植物に影響が生じる可能性があることから選定する。	
		地形改変及び施設の存在	樹木の伐採や土地改変により、改変区域及びその周囲に生育する陸生植物及び水生植物に影響が生じる可能性があることから選定する。	
動 物	重要な種及び注目すべき生息地	造成等の施工による一時的な影響	造成等の施工により、改変区域及びその周囲に生息する陸生動物及び水生動物に影響が生じる可能性があることから選定する。	
		地形改変及び施設の存在	樹木の伐採や土地改変により、改変区域及びその周囲に生息する陸生動物及び水生動物に影響が生じる可能性があることから選定する。	
生態系	地域を特徴づける生態系	造成等の施工による一時的な影響	造成等の施工により、改変区域及びその周囲の生態系に影響が生じる可能性があることから選定する。	
		地形改変及び施設の存在	樹木の伐採や土地改変により、改変区域及びその周囲の生態系に影響が生じる可能性があることから選定する。	
景 観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変及び施設の存在	地形改変及び施設の存在により、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に変化が生じる可能性があることから選定する。	

表 4.1-4(2) 環境影響評価の項目として選定する理由

項 目			環境影響評価項目として選定する理由
環境要素の区分		影響要因の区分	
廃棄物等	産業廃棄物	造成等の施工による一時的な影響	造成等の施工に伴い産業廃棄物が発生することから選定する。
		地形改変及び施設の使用	事業終了後に工作物の撤去又は廃棄が行われることから選定する。
	残土	造成等の施工による一時的な影響	造成等の施工に伴い残土が発生することから選定する。

表 4.1-5 環境影響評価の項目として選定しない理由

項 目			環境影響評価項目として選定しない理由	根拠
環境要素の区分		影響要因の区分		
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工事事務資材等の搬出入	工事関係車両の主要な走行ルートに主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在せず、影響が生じる可能性がないことから、選定しない。	第1号
		地形改変及び施設の使用	対象事業実施区域内に人と自然との触れ合いの活動の場が存在せず、影響が生じる可能性がないことから選定しない。	第1号

注：「発電所アクセス省令」第21条第4項では、以下の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、必要に応じ参考項目を選定しないことができると定められている。

第1号：参考項目に関する環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合

第2号：対象事業実施区域又はその周囲に参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合

第3号：特定対象事業特性及び特定対象地域特性の観点からの類似性が認められる類似の事例により影響の程度が明らかな場合

表 4.1-6 環境影響評価の項目として選定しない理由

項 目			環境影響評価項目として選定しない理由	根拠
環境要素の区分		影響要因の区分		
放射線の量	放射線の量	工事事務資材等の搬出入 建設機械の稼働 造成等の施工による一時的な影響	原子力災害対策特別措置法に基づく避難指示区域ではないこと、空間線量率が 28.7nGy/h と低く、対象事業の実施により、放射性物質が相当程度拡散または流出するおそれがないことから、評価項目として選定しない。	第1号

注：表中の根拠は表 4.1-5 の注と同じである。